

入 札 公 告

制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月23日

女川町長 須 田 善 明

1 入札に付する工事

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 番 号 | 26漁港103 |
| (2) 工 事 名 | 令和8年度女川港石浜地区埋立工事 |
| (3) 施 工 場 所 | 女川町市場通り地先 |
| (4) 工 事 概 要 | 施工延長 $L = 291.0\text{m}$
敷地造成工
掘削工 $V = 6,800\text{m}^3$
盛土工 $V = 6,900\text{m}^3$
排水構造物工
L型水路工 $L = 256.2\text{m}$
排水工 一式
撤去工 一式
仮設工 一式
管理用道路工
下層路盤工 $A = 954\text{m}^2$
上層路盤工 $A = 954\text{m}^2$
アスファルト舗装工 $A = 954\text{m}^2$
付属工 一式 |
| (5) 工 期 | 本契約日の翌日から令和9年3月31日まで
ただし、繰越承認等が得られた場合は、工期の末日を令和9年9月30日まで延長する。 |
| (6) 予 定 価 格 | 事後公表 |
| (7) 調査基準価格 | 以下の算式により算出された金額とする。
$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90$
$+ \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68$
ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超え |

る場合にあっては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (8) 支払条件 前払及び部分払（前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の4以内の額。部分払は、工期中1回。）
- (9) 契約締結 落札者を決定したときから7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により町議会の議決を得た日とする。
- (10) 入札方法 本工事は、施工能力等の入札価格以外の要素及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式の工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

規則第5条第3項の規定に基づく令和7・8年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 女川町内に契約権のある本社（店）、支社（支店）又は営業所等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定するもの）を有すること。
- (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における「土木一式工事」の総合評定値が700点以上かつ一級技術者が4人以上所属し、特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年2月3日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）」に従い、取扱うこととする。
- (4) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領（平成2年女川町訓令甲第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (6) 特定建設工事共同企業体としての入札の参加は認めない。
- (7) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類の交付	期間 令和8年7月23日（木）から 令和8年8月17日（月）まで	女川町公式ウェブサイト

設計図書の閲覧・配布	期間 令和8年7月23日（木）から 令和8年8月19日（水）まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名及び受信可能な添付ファイルサイズを記載し、送付すること（※） kensetsu-shomu@town.onagawa.lg.jp
質疑の受付	期間 令和8年7月23日（木）から 令和8年8月3日（月）まで 午前10時まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名を記載し、送信すること（※） kensetsu-shomu@town.onagawa.lg.jp
回答書の閲覧	期間 令和8年8月4日（火）から 令和8年8月19日（水）まで	女川町公式ウェブサイト
入札参加申請書類の提出	期限 令和8年8月17日（月） 正午まで ※郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町建設課 ※郵送（配達証明付郵便）
総合評価資料・入札書及び 工事内訳書の提出	期限 令和8年8月20日（木） ※郵送必着	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町建設課 ※郵送（配達証明付郵便）
開札（入札）	日時 令和8年8月21日（金） 午前11時	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場庁舎 3階大会議室B
※1 上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。 ※2 電子メール以外（窓口、電話、ファクシミリ等）の受付は行わないので注意すること。		

4 入札手続き等

（1）入札担当課

担当課名：女川町建設課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線272）

郵便番号：986 - 2265

所在地：牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

女川町役場庁舎2階

（2）入札参加申請書類の交付

入札参加申請書類等の交付の期間及び場所は、3の表に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う（窓口での交付は行わないので注意すること）。

（3）設計図書等の閲覧

ア 当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、３の表に示すとおり電子メールで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

（４） 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、電子メールに添付し、３の表に示す期間内に提出することができる。

イ 質疑事項に対する回答は、３の表に示す期間に女川町公式ウェブサイトで閲覧に供する。

５ 入札参加資格の確認等

（１） 入札参加申請書類

入札参加者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格承認申請書（別記様式） １部

イ 特定建設業の許可書の写し １部

ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第３号） １部

エ 委任状 １部

オ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの） １部

カ 配置予定技術者の資格が確認できる書類 １部

キ 申請担当社員の名刺（要メールアドレス記載） １部

（２） 提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法は、郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類等在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び提出場所は、３の表に示すとおりとする。

（３） 入札参加資格の有無は、提出期限から５日以内に窓口となる申請担当社員あてに電子メールにより通知する。

６ 総合評価資料・入札書及び工事内訳書の提出

（１） 総合評価資料

ア 入札書提出時に併せて女川町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）７に示した総合評価に関する書類の記載内容を説明する資料（以下「総合評価資料」という。）を提出すること。

イ 総合評価資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

ウ 提出後の総合評価資料の訂正、差替及び再提出は認めないものとする。

エ 総合評価資料を提出しない入札参加者は失格とする。

（２） 入札書及び工事内訳書

ア 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とする。自社の様式を使用する場合は、記載項目（工事区分、工種、名称、数量、単位等）は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

イ 再度入札を行った場合には、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるので当日持参すること。

ウ 工事費内訳書は、返戻しない。

(3) 提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法は郵送（配達証明付書留郵便）とする。郵送する際は、「総合評価資料を入れた中封筒」と「入札書及び工事費内訳書を入れた中封筒」を外封筒に入れ、封かんすること。中封筒には、入札参加者の名称、入札に係る工事名、開札日及び内容物の区別（総合評価資料、入札書（工事費内訳書））を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。なお、郵送以外（電報、ファクシミリその他の電子通信等）の入札書の提出は認めない。

イ 提出期限及び提出場所は、3の表に示すとおりとする。

7 開札

(1) 日時、場所は、3の表に示すとおりとする。

(2) 入札保証金は、免除とする。

(3) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(4) 予定価格の範囲内の入札がないときは、ただちに開札の出席者（入札者又はその代理人）をもって再度入札を行う。再度入札回数は、原則1回とするが、入札執行者が認めた場合は、この限りではない。

8 入札の無効

(1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。

(5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。

(6) 契約締結後において、上記（1）から（5）により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

9 落札者の決定方法

落札者決定基準の5に示すとおりとする。

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。

11 その他

- (1) 特別簡易型総合評価落札方式に関する本工事の評価項目、評価基準及び落札者の決定方法については、女川町公式ウェブサイトに掲載する落札者決定基準に示すとおりとする。
- (2) 入札参加者は、規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- (3) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (4) この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (6) 規則及び競争入札参加心得については、女川町公式ウェブサイトにおいて閲覧できる。
- (7) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型）の対象である。